

弁護士による無料の相談会

契約やお買い物のトラブル、借金問題など、消費生活に関わるお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。ご希望の方は、3月12日(木)までにお申し込みください。

日 3月14日(土)午前9時～正午

会 町役場1階 住民相談室

申 町消費生活センター ☎27-1958

消費生活



通信

令和 8 年 2 月
vol.184

町役場町民課
消費生活センター
☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

ネット通販 トラブル事例

① 広告と異なる商品が届いた

国内の大手家電メーカー製のポータブルファンヒーターをSNSの広告で見つけ、代引き配達で購入した。しかし、広告では「すぐに温まる」と書かれていたのに、全く温まらない。

大手家電メーカーに問い合わせると、「当社では同種のポータブルファンヒーターを製造していない」と言われた。販売サイトに返品したいとメールをしたが返答がない。

アドバイス

- 詐欺的なサイトは、記載されている住所や連絡先がでたらめの場合も多いので、注文する前に事業者情報の確認をおすすめします。
- メーカーの公式サイトでその商品が実際に販売されているか、偽物に関する注意喚起が出ていないか確認し、少しでも怪しいと思ったら注文はやめましょう。
- 代引き配達は、あとで中身が違うと判っても、宅配業者に返金や補償を求めることは困難です。



② 置き配(※)で「配達完了」の通知がきたが、荷物が無い

ネットで注文した商品が置き配で配達完了したという通知が届き、自宅の玄関前に荷物が置いてある証拠の写真が添付されていたが、玄関に行ったら荷物がなかった。問い合わせ方法がわからない。

※置き配…玄関先など指定した場所に置くことで配達を完了する配達手段

アドバイス

- 宅配業者から配達完了通知が届いたら、なるべく早く引き取りましょう。
- 置き配には誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう。
- 初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配指定になっていないか、注文前によく確認しましょう。



※イラスト…見守り新鮮情報より

相談受付状況

月	件数	主な内容
11月	9件	定期購入(美容クリーム、サプリメント)、モバイルWi-Fi、 固定電話、NTTを騙る不審な電話、ローン返済
12月	12件	